(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市大門町三三八番三から同市大門町三〇四番一まで	前	二六・四〇～三三・八〇メートル	〇・〇三二六キロメートル
	後	二六・四〇～四二・七〇メートル	〇・〇三三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	延岡市大門町三三八番三から同市大門町三〇四番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十四日

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市大坪町字高尾甲一三二四番六から同市大坪町字矢吹谷甲一三三五番二まで	前	一四・九九～二五・五四メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一六・九六～二五・五四メートル	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百九十七号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
唐津市千々賀字山田川内八五二番二から同市北波多上平野字下の原三四八三番一まで	一〇・一五～一九・〇〇メートル	三・四七三キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月十四日

○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号及び五百二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
臼杵市野津町大字野津市字北町一一九番一から同市野津町大字野津市字南町四一六番一まで	前	一三・七〇～三五・〇〇メートル	〇・二三〇キロメートル
	後	一三・二〇～三四・二〇	〇・二三〇
臼杵市野津町大字野津市字南町四一六番一から同市野津町大字野津市字白山二〇五〇番二まで	前	九・一〇～一六・六〇	〇・九〇〇
	後	一三・〇〇～二四・一〇	〇・九〇〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び五百二号	臼杵市野津町大字野津市字北町一一九番一から同市野津町大字野津市字南町四一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十日

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空ユニオンから、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年3月16日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社及び株式会社ＪＡＬエンジニアリングの全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年3月14日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年3月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成25年3月14日

厚生労働大臣　田村　憲久